

令和8年6月8日

## 被害児童ら代理人による調査報告書の要約版

※本報告書は、令和5年12月14日に芦屋市いじめ問題対策審議会から提出のあった調査報告書を基に、当該児童らの代理人が作成したものである。

### 1. 事案の概要について

- (1) 令和3年11月24日から12月1日まで、市内小学校の児童(以下「当該児童」という。)を誹謗中傷するやりとり(携帯電話のメッセージ機能にて、児童Bが児童Cに対して、当該児童が児童Bのことを「クソ」や「人外」などと言ったり、児童Cのこと「ブス」「クソ」、「チンパンジー」などと言ったりして誹謗中傷している旨の虚偽のメッセージを送信したところ、児童Cが児童Bに対し、当該児童のことを『死ね』、『うざい』、『地獄に落ちろクソゴリラ』、『消えろ』などと誹謗中傷するメッセージを送信するなどのやりとり)が、児童Bと児童Cの間でなされた。

12月、児童Bは、当該児童に、児童Cが当該児童のことを誹謗中傷していることについて伝え、担任に相談するよう勧め、当該児童を職員室に連れていった。そして、児童Bから、担任に対し、児童Cが当該児童を誹謗中傷するメッセージを何度も送ってくることを報告した。その後、メッセージのやりとりの内容を確認したことで、児童Bが、児童Cに、虚偽の事実(当該児童が、児童Cや児童Bを誹謗中傷しているとの虚偽の事実)を告げたことがきっかけであったことが判明するという事案が発生した。

学級担任は当該児童及び児童Bから事情の聴き取りを行い、児童B側から当該児童側への「謝罪の場」を設けた。

また、本件学校は本件事案の発生について市教育委員会に電話報告を行い、校内臨時いじめ対応委員会を開催した。

当該児童の出欠状況は、令和3年10月まで欠席日数0日であったが、12月以降、欠席が連続するようになり、令和4年2月、当該児童の欠席日数が30日を超え、3月末までの欠席又は出席停止の累積日数が58日間となった。

- (2) 令和4年度は、4月11日以降6月9日までは、当該児童の担任と児童Bの担任が連絡を取り合い、下校時間の調整、移動教室の際の動線等を確認し合う等を行っていたことから、本件学校内及び登下校時に当該児童と児童Bが接触することはなく、当該児童の4月及び5月の欠席日数は0日であった。

しかしながら、6月10日、クラブ活動の時間であったことから、担任間で下校時間の調整を行えなかった。クラブ活動終了後、下校時に、当該児童の友人グループと児童Bの友人グループが一緒になり、話をし始めた際、児童Bがその場に居続けたため、当該児童が先に離れた。翌11日、当該児童は、前日のことをその親権者に話し、「私はどうすればよいのか。」等と訴え、パニックになった。学校においても、6月10日の出来事により当該児童がショックを受けているように見え、実際、6月14日、15日と、当該児童は早退し

た。6月24日には、児童Bが、当該児童のいる教室前の手洗い場に掃除時間に来て、当該児童を見ていた、として、当該児童の親権者は学校にきちんと確認することを求めた。こうして、6月10日の出来事以降、当該児童は、登校する意思はあるものの児童Bが接触してくる恐怖・不安がある為、登校することができないとして、早退、遅刻、欠席が増えた。

7月17日にも、本件学校の校庭にて開催された地域の行事の際、児童Bと一緒にいた他の児童が、当該児童に声をかけたことから、児童Bが当該児童に接近し、その場に留まるということが起きた。

もともと誹謗中傷メッセージの発覚した令和3年12月上旬から、当該児童には、食欲不振、睡眠障害、抑うつ気分、強い不安、緊張が確認される中、このように、令和4年6月以降、当該児童に対する新たないじめ行為の疑いが生じたことで、急速に精神不安定が再燃した。固形物が食べられなくなり、食事が激減し、7月22日には、「神経性食思不振症」と診断されて、病院での専門科治療開始となった。入院下での治療は要さなかったが、低栄養による不整脈等の生命リスクの可能性、将来の低身長や骨粗しょう症の合併リスクも指摘された。

2学期からは、当該児童は、活動するに十分な食事を未だに摂取できていないため、車いすでの登校となった。9月は、前半ほとんど欠席し、16日以降もオンライン授業にも参加できなかったが、9月26日には、児童Bと出会うことへの不安がある中、校長室に登校した。しかし、10月3日には、当該児童は車いすで朝から登校した際に、学校において当該児童の前を児童Bが走って横切るという出来事が起き、その後も当該児童の心理的安全性を脅かす事態が続き、3学期の途中で、当該児童は転校するに至った。

- (3) 令和4年9月、当該児童の親権者の代理人は本件事案のいじめ行為等について、
- ① 調査の実施による加害児童の動機や本件事案の原因の解明
  - ② 本件事案が重大事案であるとの市教育委員会の見解を示すこと
  - ③ 当該見解を前提に本件学校が加害児童及び加害児童の親権者らに対する指導を行わせること等を市教育委員会に求める申し入れ書を提出した。
- (4) 重大事態の認定をめぐっては、誹謗中傷メッセージが認知されてから5日後に、当該児童の親権者から、重大事態にあてはまるのではないかと指摘があり、翌9日に、本件学校は、市教育委員会へいじめ重大事態になるかもしれないとの電話連絡を行った。12月13日には、校内に組織されているいじめ対応委員会が開かれ、ただちに重大事態にはならないが、内容的には重大事態と認識されたが、調査は開始されなかった。

令和4年度となり、5年生に進級した4月及び5月の当該児童の欠席日数は0日であったが、いじめは解消せず、本件事案への対応が長期化する。令和4年6月、当該児童に対する新たないじめの疑いが生じたことで、学校は、令和4年7月12日に阪神教育事務所にて本件の対応についての法律相談を受け、担当弁護士から「なぜ重大事態にしないのか」との指摘を受けた。そこで、学校は、7月14日に重大事態になったとの認識を示し、7月20日に市教育委員会へ「いじめ重大事態の発生した学校の個別調査票」を提出した。

しかし、調査は開始されることはなく、8月23日に、本市いじめ問題対策審議会が開かれ、委員から市教育委員会に対し、本件を重大事態として扱っていない理由が問われた。そこで、市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と表す。）第30条に基づき、令和4年9月20日、芦屋市長に報告を行い、いじめ問題対策審議会の5名の委員に特別委員2名を加えた「芦屋市小学校いじめ重大事態に係る調査委員会」を設置した。また、市教育委員会は、同年10月19日に、「いじめ重大事態の発生した学校の個別調査票」を作成し、県教育委員会に対し、本件についての調査開始を報告した。

令和5年12月14日、調査委員会会長より、提出された調査報告書を基に、教育長に最終報告（答申）を行った。

## 2. 本件事実に関するいじめ該当性に係る評価

### (1) 精神医学的分析と考察

ア 「令和3年12月」及び「令和4年6月」の二期間が、症状の発現及び再発悪化に影響を与えた期間であったと推測され、各期間のいじめ行為や関連行為（遭遇及び接近行為）が発生していた可能性がある。

イ 4年時12月前後の携帯電話での誹謗中傷のやりとりを発端としたいじめ行為により、身体不調として喘息や咳嗽が出現、ほぼ同時に食欲低下や睡眠障害等のストレス因性の精神症状の出現を認めた。不登校が続いたが、5年に進級することで一時的に静穏な状態を認め、登校も可能になった。

ウ しかし、令和4年6月10日の下校時の児童Bによる接近行為により、急速に精神的不安定が再燃し、摂食困難な状態となり病院の専門科治療開始となっている。幸い入院下での治療は要さなかったが、低栄養による不整脈等の生命リスクの可能性、将来の低身長や骨粗しょう症の合併リスクを指摘されており、治療過程での原告らの心理的負担は増大していたと推測される。

エ 一般的に子どもは成人に比べストレス耐性が脆弱である。

本件においても、いじめ行為や接近行為により容易にストレスが増大し、不安抑うつ状態の持続から摂食障害及び適応障害に陥ったと推測される。

オ また、摂食障害の分類として、不安、抑うつ等の精神的問題が背景にある食物回避性情緒障害（FAED）が推測されている。

本件のように特に摂食障害が疑われる場合は、当該児童にとって摂食障害を理由に初診することは抵抗感が強く、ギリギリの心理状態で受診していることが多く、身体治療のみならず心のケアも必須となる疾患であり、当該児童らの気持ちへの十分な配慮が必要である。

### (2) 心理的分析と考察

ア 当該児童と児童Bは、過去にも同じクラスに在籍し、4年生になって再び同じクラスに在籍し、本件学校内では二人で過ごすことが多く、もともと仲がよかった。

しかし、4年生の2学期頃から、当該児童は児童Bから、他の児童が当該児童のこと

を「こんな風に言っていたよ」と毎日のように聞かされ、その内容は悪口などが多く、虚偽と思われるような内容も含まれていた。

イ 当該児童は、児童Bが抱き着いたり手をつないだりなどしてくるため、スキンシップが過度なものであると感じていた。このような児童Bの言動は、当該児童がやめてほしいと言っても繰り返されたため、当該児童は児童Bに苦手意識を持つようになり、令和3年11月頃から児童Bと距離をとるようになった。

ウ 児童Bは、児童Cが当該児童のことを誹謗中傷していることを当該児童に教えるとともに、教職員①に相談するよう勧めることで、当該児童から感謝され、当該児童と仲直りして以前のような仲のよい関係性に戻れるのではないかと思い、児童Bが当該児童へ好意を抱いていたと判断される。しかし、当該児童に苦手意識や違和感を覚えさせていることから、児童Bの一方的な好意になってしまっていた。

エ このことが動因（直接の原因）になったかは断定できないが、事はここまでで終わらず、児童Bは児童Cを巻き込み、児童Cの怒りを引き起こさせている。児童Bは当該児童にありもしない悪口を述べたのと同様のことを児童Cへも行っている。

当該児童は自身への悪口を信じなかったが、児童Cは反応したことで、当該児童からは得られなかった満足感を、児童Bは得ることができたであろう。しかも、児童Cは当該児童の誹謗中傷をメッセージで伝えてきた。これまでは、児童Bは、虚偽の悪口を口頭で伝えていたが、今回は児童Cから送信されたメッセージを当該児童へ示した。

間もなくして、教職員①のところへ当該児童と共に児童Bは誹謗中傷のメッセージを見せに行くという首尾一貫しない矛盾した行動をとっている。

オ すべては児童Bが仕組んだことであると明らかになったとき、児童Bは、児童Bの親権者に対し、本件いじめの動機を、当該児童から嫌がらせをつねづね受けていたと述べたが、教職員①の聴き取りによって、当該児童による児童Bへの嫌がらせの事実は認められていない。

児童Bは、当該児童と友好的になりたいという願望を自覚しつつ、自分の行為によって生じる結果を明確に予見できないまま、いじめを引き起こし、当該児童に被害を与えた。

しかも、児童Bに苦手意識や違和感を覚えていた矢先の出来事である。

当該児童は、心身の不調を引き起こし、学校を休むという形で、この不合理性を避けざるを得なかった、と考えられる。

カ 10歳前後の子どもであれば、大人と比べ経験が不足しているために、何が起きているかの理解が追い付かず、物事を適切に対処することが困難になる傾向がある。そのために、そのショックを心身はまともに受けることになる。

親しい友人から裏切られたことは、当該児童にとってまさにこの世の人と人とのつながりが全く断たれるほどの衝撃であったことが窺われる。

キ 謝罪の会の時に、当該児童は、かねてより何度も児童Bに嫌がらせを行っていたという嫌疑を、児童Bの親権者からかけられ、自分がいじめの発端になったと理解したであろう。心が傷ついただけでなく、怒りや悲しみの感情も生じて、ますます混乱することになっ

た。

ク 当該児童は、学校へ行くのが怖くなり、本件をめぐってクラスの友達が自分のことを悪く言っていないだろうかと疑心暗鬼になり、他の児童からも、児童Bと児童Cにされたように裏切られないかと更なる不安を掻き立てられ、不安や不信、疑念など、否定的な感情が増大していた。実際に、当該児童が欠席している時に、本件のことを好奇心混じりに児童Bに聞きまわる数人の児童がおり、当該児童の不安は的中している。

ケ 子どものストレス耐性は、成人と比べ脆弱である。その上、ストレス対処の手段をあまり持っていないこともあり、受けるストレスが大きければ大きいほど、ストレス反応は長期間にわたって続くことになる。当該児童又はその親権者が代わりに、4つの医療機関に、令和3年12月から令和5年1月までの間に計20回受診していることからそのことが窺われる。

当該児童の心理的安全性が脅かされるたびに、ストレスが増大し、不安や抑うつ状態が持続し、摂食障害や適応障害（不登校）の状態に陥ったと推測される。当委員会がいじめと認定していない出来事においても、当該児童は心理的安全性を脅かされている。

コ 当該児童は、児童Bのことを「怖い」と表現している。児童Bが近づく（心理的には好意をもつ）ことは、当該児童の敵意になるという逆説的状况において、当該児童に与えた影響はかなりのものであったことが推察される。

### (3) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (4) 法の目的を踏まえた「いじめ」の該当性に係る判断基準

ア 本調査委員会は、本件における「いじめ」の定義を、(3)で示した法の文言に忠実に従うべきと判断した。もっとも、「被害者」が「加害者」に起因する何らかの事象によって「心理的苦痛」を感じた場合であっても、「加害者」が「被害者」に向けた行為を何ら行っていない場合に「いじめ」を認定することは、「加害者」の「人格」や「存在」自体を否定することにも繋がりがねず相当とは言えない。

このことから、本調査委員会は本件の事実認定で認められた事象が「いじめ」に該当するか否かを判断するに際し、以下の3つの要件を全て満たす事象を「いじめ」と認定した。

- ①被害者と加害者との間に一定の人的関係にあること
- ②加害者が被害者に向けた心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったこと
- ③上記②の行為により被害者が心身の苦痛を感じたこと

イ 本件においては小学校の同学年に在籍していたことから、①の要件は満たしている。従って、②及び③の要件を満たすか否かを検討する。なお、②及び③の要素を満たすか否かについては、以下の要素を総合的に考慮して判断するものとする。

- i 加害者の行為が客観的に被害者に向かっていったか否か
- ii 加害者が被害者を意識または認識して何らかの行為を行ったか否か
- iii 上記 i または ii の行為を被害者が知れば被害者が傷つくと考えられる行為か否か
- iv 上記 i または ii の行為により被害者が心理的に傷つき或いは物理的に影響を受けたか否か
- v 上記 i または ii が被害者に知れる可能性のあった行為か否か

(5) 事実認定にかかる行為の「いじめ」該当性

先述の観点に照らして当該児童が訴える以下の10件の行為についての事実関係等の調査を行った。

- ① (ア) 令和3年11月24日から同月30日にかけて、児童Bが、児童Cに対して、携帯電話のメッセージ機能にて、当該児童が児童Cに対して誹謗中傷を行っていたとの虚偽の情報を伝えたことで、児童Cが当該児童のことを誹謗中傷するメッセージを送信することを助長し、令和3年12月1日、児童Bが、当該児童に対し児童Cが当該児童のことを誹謗中傷していることについて伝え、同月2日、児童Cが児童Bに対して送信した当該児童を誹謗中傷するメッセージを提示した行為
- (イ) 児童Cが(ア)の行為により、児童Bに対し、当該児童を誹謗中傷するメッセージを送信した行為
- ② 当該児童への接触を避けるよう要望が出されていたにもかかわらず、休み時間中に児童Bが当該児童に接近した行為
- ③ 下校時に当該児童のグループと児童Bのグループが一緒になり、児童Bがグループ内に当該児童がいることを認識しながら、その場に留まった行為
- ④ 下校時に当該児童が横断歩道橋越しに児童Bを発見した行為
- ⑤ 休日の地域行事で児童Bが他の児童らと共に当該児童に接近し、その場に留まった行為
- ⑥ 登校時に児童Bが当該児童と目が合ったが、そのまま前を走って横切った行為
- ⑦ 児童Bが当該児童のいる音楽室前を通過した行為
- ⑧ 児童Bが当該児童の教室付近のワーキングスペースに来た行為
- ⑨ 児童Bが体育館の入り口付近で当該児童とすれ違った行為
- ⑩ 児童Bが運動場で当該児童の近くを通りかかった行為及び当該児童の教室から最も遠い蛇口を使用しなかった行為

このうち、①、②、③、⑤、⑥をいじめ行為として認定した。

3. 本件事実発生時及び発生後の本件学校・市教育委員会の対応について

(1) 本件学校の対応について

① 謝罪の会の問題点

令和3年12月1日の事案発覚から4日後に本件学校にて謝罪の会が行われ、両家に対し、情報モラルに関する指導を行っていくこと、本件学校内において授業時間はもちろん休み時間なども気を付けて見ておくことや、登下校での接触を避けるべく時間差を設けるな

ど当該児童が安心して通える環境づくりに尽力することを告げた。

しかし、児童Bの親権者から、児童Bが以前から嫌がらせを受けていたのではないかという発言がなされる。一時は児童Bが涙を流すも、その後、本件の原因が当該児童による嫌がらせが原因であるとの児童Bの親権者の発言によって、その場が真に謝罪の場となり得ていない。（\*児童Bが以前から嫌がらせを受けていたという発言に基づき、その後、本件学校が関係児童に聞き取りを行ったが、嫌がらせ等への当該児童の関与は認められていない。）

そのようになった原因は、前日の12月4日、本件学校が児童Bの親権者からの発言に適切に対応しなかったことと考える。同親権者は、児童Bも何度も嫌がらせを受けている、親としてはきっかけも伝えてわかってほしい、と教職員①に述べている。しかし、本件学校は、同親権者が指摘した嫌がらせの件について事前にクラス児童へ聴き取りを行うことなく、謝罪の場を提供している。しかも、教職員間での事前の打ち合わせもしていない。

関係児童への聴き取りは行われたが、謝罪の会の実施後に行われたことは問題である。この謝罪の会をめぐっては、会を否定的に評価する発言が当該児童の親権者からあり、本件学校も、「ここまで保護者が不信感を抱いたり、本人が体調を崩すことになった原因は何か。やはり12月5日の謝罪の会にあると捉えている」、「謝罪の会から不信が生まれている」として、会の問題性を認識している。そうであるならば、謝罪の会の何が問題であったのかという、問題のありかを追求するという、事の本質を見極める作業が必要であったと考える。

## ② 児童Bの指導を巡って

ア 児童Bは、謝罪の会の際に、当該児童から接近しないでほしいと要望されていた。その矢先にもかかわらず、その翌日（12月6日）の20分休み中に、当該児童が児童Dと一緒に居たところ、児童Bが、当該児童のそばにいることを認識しながら、児童Dに話しかけ、当該児童に接近した。

当該児童からこの事実の報告を受けた教職員①は、児童Bに対して当該児童に接近しないよう指導した。

しかし、事は重大であっただけに、教職員①は児童Bに対して、当該児童に接近しないよう指導するだけでなく、誹謗中傷のメッセージの何が問題であるのか、今後、このようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかといった反省を促すような指導を、児童Bに行う必要があったと考える。

イ 令和4年度に入り、担任間では、物理的に離すだけでなく、心理面のケアも必要に応じて行っていくことが確認されたにもかかわらず、令和4年にいじめが3件発生している。

まず、6月10日、6時間目のクラブ活動終了後に、当該児童が他の児童F、児童Gと下校し、その後方を児童Bが児童Hと下校する状況になった。その後、児童Hが児童Fに話しかけたことから、両グループが一緒になった。児童Bは、まずいなと思いつつも、その場に居続けた。当該児童は児童Gに声をかけ、2人で先に集団を離れた。翌11日、当該児童は、その親権者に対し、前日の出来事を話し、「私はどうすればよいのか。」等訴え、パニックとなった。児童Bは、その場に居続けることで、当該児童に心理的影響を与えており、いじめに該当する。

この件の発生は、当該児童と児童Bの双方の担任教諭の間で下校時間の調整が行え

なかったことに起因しており、再発防止策を検討すべきであった。しかし、行ったのは関係児童への事実関係の聞き取りと、当該児童に近づかないようにという児童Bへの指導のみであった。

2つ目は、7月17日、地域の行事が開催された本件学校の校庭での出来事である。児童Bの隣にいた児童Iが、当該児童を見つけ、当該児童に声をかけた。児童Bは、児童Iが当該児童に声をかけたことから、どうすべきか解らなかったが、一緒にいたグループに留まった。そのため、児童Bが当該児童の近くにいる状況となった。この件も、児童Bがグループ内に留まったという点で、いじめに該当する。

本件学校が会場になっていたものの、本件学校の管理下でない状況での出来事であったとはいえ、その場にいた他児童への聴き取りや本人への聴き取りに基づいて、児童Bが行ったことへの反省を促すとともに、今後どう備えるかの指導を行う必要があった。

3つ目は、10月3日の朝、修学旅行に帯同していた教職員④に代わり教職員②が玄関ホーム内エレベーター前にて登校指導を行っていた。当該児童は、親権者に付き添われ、通常より少し遅くに本校学校へ登校したところ、その後方に児童Bが登校してくる姿を認めた。そのため、当該児童は急いで本件学校内に入り、下足箱のところへ向かった。児童Bも、下足箱のところに当該児童がいることに気づき、一旦引っ込んだが、当該児童がいなくなったと思い前へ出たところ、エレベーターに乗るために車いすで移動している当該児童と目があつた。児童Bはどうすればいいか解らず、エレベーターホールに向かっている当該児童の前を走って横切つた。当該児童は、児童Bと目があつたことや、児童Bが目の前を横切つたことにより、エレベーターに乗る前から様子がおかしかった点からすると、当該児童が苦痛を感じていたことが認められるため、この件も、いじめに該当する。登校指導をしていた教職員②は、当該児童が登校していたことに気づいたが、児童Bが登校していることに気づいていなかった。この後、10月13日に、当該児童の親権者は、児童Bの別室登校を要望した。

本件学校は、なぜこのようなことが起きたのか、そして、このようなとっさの事態にどのように今後対応すればよいのかを、児童Bと共に検討し、その内容を両家へ伝える必要があった。

ウ このように、その事案ごとに再発防止策や今後の対応について、学校は十分に検証を行ったうえで、適切な指導を児童Bに行う必要があった。

### ③ 当該児童家のいじめ公表の要望を巡って

ア 当該児童は、謝罪の日以降体調不良等で学校を欠席しがちであった。当該児童は心身ともに不安定で、カウンセラーに「担任が中立的な立場で本件事実について児童の前で話してもらえれば、学校に行けるかもしれない」と語った。12月16日、及び前日に引き続き12月17日にも、当該児童の親権者は、学校に対し、中立的な立場で本件いじめについて公表することを求めた。

これに対して、学校は、本件事実の公表により、当該児童や児童Bが被るリスクを懸念し、今すぐ応じられないと回答した。懸念はその通りであるが、そうであっても、被害者側に寄り添う姿勢が学校には必要であったと考える。

イ 学校は、児童Bに対して、児童Bの行動を制限する指導は行っているが、児童Bが本件事実と向き合うよう促す指導は行っていない。そして、当該児童に対しては、公表の要望に応

えておらず、学校の明確な方針が見えてこない。

ウ その後も当該児童の心身の不調は続き、学校を欠席することがあった中、12月24日、当該児童及びその親権者から、改めて、本件事実を他の児童に知ってもらうことが当該児童の一番の望みであると打ち明けられた教職員①は、公表に前向きとなった。翌年1月6日には、教職員①は、当該児童の家庭訪問を行い、翌日クラスにて本件に関する事実を公表することについて話し合いがなされた。家庭訪問後には、児童Bの親権者に、本件に関する事実を児童Bの名前を出さないようにする形で公表すると電話で伝え、親権者から了承を得た。

しかし、1月7日の始業前に、児童Bの親権者から、児童Bに対するリスクの大きさから、公表をやめるよう電話連絡があった。結果、学校は、本件に関する事実を公表しないことを決め、当該児童の心がしんどくて学校に行くのも苦しい状況であるとだけクラスで話をした。

事実の公表は、当該児童及びその親権者らの要望を実現するために必要である。そのためには、一部の教職員だけで事にあたるのではなく、弁護士や医師、心理学の専門家等の助言を受けつつ、当該児童や児童B、その他の児童等、関係者へ及ぶリスクの査定と対策を検討すべきであった。本件学校は、当該児童と児童Bの両家と共に公表の内容について検討を行ってはいるが、大人たちの間で事を進めていくだけでなく、当該児童や児童Bと個々に対話する必要もあった。

また、公表内容の変更は、児童Bの親権者の反対を受けてなされているが、教職員①は、児童Bの親権者に対して、前日に、電話にて公表内容を口頭でしか伝えていない。文書で知らされていなかった、と児童Bの親権者は述べており、本件学校は児童Bとの合意形成が不十分なままで公表に臨もうとした。

さらに、クラスで話す内容の変更により、当該児童及びその親権者らの要望に沿うこともしなかった。

エ 1月11日以降、学校の提案により、当該児童の親権者は本意ではないものの本件が解決するのであればという思いで、児童B家との話し合いの場を持つことに了承した。

こうして、学校において、当該児童の親権者と児童Bの親権者との話し合いがなされ、当該児童からの提案(本件事実の公表、クラス替え、児童Bの転校)が出され、児童Bの親権者からも対案(本件事実の公表は避けたい、当該児童が登校できるようにするために、今年度中は児童Bを欠席させる)を出した。しかし、学校はいずれについても賛成も反対もせず、児童Bの対案に対して、当該児童がどのような見解を持ったのか、両家の見解等の擦り合わせは行われていない。

学校の役割は両家それぞれの主張を積極的に調整することであるが、ここでも、学校は両家の話し合いのための場を提供しただけという形になっている。再度、学校において両家の話し合いの場が持たれ、公表する方向に決まったが、その後児童Bの親権者が口を差しはさむことで、公表に消極的になる。ここでも学校は両家の調整役を果たすべきであった。

オ 令和4年3月4日、教職員①が、約15分間、おおむね以下のとおりの内容を教室で話をした。

- ・ 当該児童の仲良しの友達がもう一人の友達とメールする中で、当該児童の知らない

ところで悪く言っていたり、言ってもいないことを言ったようにしていたりしたいことがあったこと。

- ・ その友達は突然悪口を言ったのではなくその人なりに言いたい理由があったが、それを本人にうまく言えなくて、結果悪口になってしまったこと。
- ・ その友達は反省して当該児童に謝ったこと、一緒にメールをしていた友達も当該児童に謝ったこと。
- ・ 当該児童は気持ちが悪く整理できなくて許せなくて受け止めることができなかったこと。
- ・ 当該児童はこれがきっかけで眠れなかったり、その友達に対して怖かったり、ご飯が食べられなかったりと体に力が入らず、だから本件学校に来たくても来られなかったこと。
- ・ このことに関わった人が誰かを探ったり、詳しく聞き出すようなことはやめてほしいこと。

しかし、ここでされた内容は、いじめの公表ではない。いじめという言葉を用いて話をすることで、いじめの再発防止に資すると思われるが、本件学校はそれを避けている。当該児童の思いに可能な限り寄り添うために、当該児童との対話を重ねつつ公表の内容及び公表の進め方について検討すべきであったと考える。

#### ④ 令和4年度の対応と当該児童の転校

ア 令和4年度に入り、当該児童、児童B、児童Cの3人を物理的に離すだけでなく、心理面のケアも必要に応じて行っていくことが確認された。しかし6月から翌年1月までに当該児童と児童Bが接近する事態が9回生じている（内3件をいじめの該当性ありとした）。

当該児童は心身の不調を繰り返し、いじめには該当しないものの、当該児童が心理的安全性を脅かされる事態も、令和4年度に4回起きている。

特に、12月14日の出来事は支援員を配置している時に起きている。支援員は当該児童と児童Bが接触しないようにすることが主たる役割であった。この日、支援員が児童Bの行方を見失い、教室に留まった理由は明らかになっていない。支援員は、勤務の開始前に教職員④と当日の打合せを行ってから5年生の教室へ向かうことになっていた。にもかかわらず、当該児童に心理的安全性を脅かす事態が起きている。

本件学校が支援員へ適切かつ具体的に指示を行い、情報共有を図っていたかに問題があると考えられる。そして、本件学校は、当該児童の心理的安全性を脅かされる事態が発生した直後に、支援員や、体育を担当した教職員⑨ほか本件学校関係者から聴き取りを行い、問題点を整理し再発防止に向けた取り組みを、当該児童の親権者らに提示できておれば、当該児童及びその親権者らの不満や不安を軽減できたと考えられる。

イ また、中には、児童Bの問題というよりも、本件学校の管理上の問題が原因であった出来事もある。いじめに該当しなかったとはいえ、本件学校関係者からの聴き取りを行い、本件学校の管理体制の問題としての自覚と、再発防止への積極的に取り組むことが必要であったと考える。

ウ さらに、学年団として、複数回にわたり、当該児童と児童Bが接触しないための対策の徹底等を協議していたが、当該児童の親権者からは、当該児童への付き添いや外部ボランティアの活用を学校に要望されたことを、学校としては両方とも断っている。その理由について、もっと丁寧に説明を行う必要があった。

こうして、年度末に当該児童は転校することとなる。

#### ⑤ いじめ重大事態への認識

ア 令和3年12月8日には、学校は、当該児童の親権者から、本件学校のいじめ防止基本方針に基づき、重大事態にあてはまるのではないかとの指摘をうけている。翌9日に、本件学校は、市教育委員会へいじめ重大事態になるかもしれないとの電話連絡を行う。12月13日には、校内に組織されているいじめ対応委員会が開かれ、直ちに重大事態(文書上)にはならないが、内容的には重大事態と認識された。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月、文部科学省)によると、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない、としている。また、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たること、としている。

しかし、本件学校は、市教育委員会へ報告をしたものの、調査については直ちに行わなかった。令和4年7月12日、阪神教育事務所の法律相談において、担当弁護士から「なぜ重大事態にしないのか」という指摘を受け、7月14日に重大事態になったとの認識を本件学校は示し、7月20日に本件学校は市教育委員会へ「いじめ重大事態の発生した学校の個別調査票」を提出したが、本件学校も市教育委員会も調査を開始することがなかった。8月23日に、本市いじめ問題対策審議会から同じく重大事態の指摘を受け、9月20日に、当委員会は教育長より重大事態に係る調査の諮問を受けるとともに、当委員会によって調査が開始されることとなった。

こうして、重大事態としての調査開始時期が著しく遅れることとなった。

イ 本件が発生してからの当該児童の欠席日数は令和4年2月で30日を超えており、不登校の定義として年間30日以上と明記されており、不登校の条件をこの段階で満たしている。並行して、令和3年12月20日に当該児童に睡眠障害と食欲低下の症状が出現し医師から抗不安薬が処方され、翌年の1月や2月にも当該児童は医療機関を受診しており、精神身体症状が見られていたのであるから、令和4年2月の時点で法28条1項第1号の重大事態発生と見なすべきであった。

## (2) 市教育委員会の対応

### ① いじめ重大事態の疑い時点から認定までの対応

ア 本件学校は、令和3年12月9日時点で、市教育委員会に報告を行い、「重大事態の可能性はある」ことを示唆している。しかし、本件学校は、いじめによる重大事態が生じた疑いがあるにもかかわらず、法に基づいた適切ないじめ対応および調査を行うことができなかった。市教育委員会は、この時点においても、法第2条に規定されているいじめであったことは明らかであることから、本件学校に対して適切な指導助言を行うことが可能であった。

イ 準備不足で拙速に実施した12月5日の謝罪の会の影響により、いじめが重大事態化していく。この背景には、当時の本件学校が別の事案を抱えていたことや学級崩壊していた学級があったこと等、本件学校が必ずしも落ち着きのある学習環境になかったことが挙げられる。にもかかわらず、市教育委員会は、「まずは学校で」という基本姿勢に終始した。そ

のことで、本件学校に必要な指導（必要な措置を講ずることの指示）や支援が共に不十分であったと考える。

ウ 市教育委員会は、本件学校から報告を受けた事項をもとに、重大事態であると認定できる可能性があるのであれば、積極的にその判断を行うべきであった。

遅くとも令和4年7月8日に本件学校から市教育委員会に重大事態にする連絡があったことや、同月22日には診断書が作成されていることなどから、市教育委員会が早期から本件事実に関与し、関与すべきであった。にもかかわらず、市教育委員会が「いじめ重大事態の発生した学校の個別調査票」を作成したのは、令和4年10月19日であった。

エ さらに、市教委職員がいじめ重大事態の疑いの時点で一度も本件学校に行かなかったことや、法第28条1項2号事案の要件である「30日基準」を拘子定期的に適用していることなど、市教育委員会は、法等を正しく理解した適切ないじめ対応に取り組んでいなかった。

オ 法第28条によれば、重大事態への対処を求められるのは学校の設置者又は学校である。市教育委員会は、重大事態の認定に関して、基本的には学校が認定するという立場であったが、市教育委員会が重大事態を認定することも可能である。本件では、市教育委員会が、本件学校から報告を受けた事項をもとに、重大事態であると積極的にその判断を行うべきであった。そうすることで、いじめが解消せず長期化することで当該児童が受けた心身の苦痛を軽減させることができた、と考えられる。

カ 以上、本件学校と市教育委員会の連携の不十分さや、いじめ対応の消極性を指摘せざるを得ない。

## ② 重大事態調査の必要性についての判断が遅れた背景

ア 本件では、本件学校の「いじめ対応委員会」が主体となり、いじめ対応に形式的には取り組んできたことになっている。しかし、4年生時のいじめ対応は、実質的には教職員①が一人で取り組んでおり、管理職が若干の支援を行っていたにすぎない。また、5年生時のいじめ対応についても、4年生時に比べると、組織的な対応を行っている部分も認められるが、結果的には学年対応になっていることから、法第28条1項が求めているいじめ対応に沿っていたとは言えなかった。

そのため、重大事態としての認定が遅きに失することとなり、結果的に、芦屋市いじめ問題対策審議会が重大事態調査を行うことになった。

イ 重大事態調査について、法第28条1項は、第三者による調査が義務であるとまでは示されていないが、ガイドラインには、調査組織について「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成すること」とし、「弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図るよう努めるもの」と示されている。

そのため、重大事態調査を行うに当たっては、早期の段階で誰が主体となって調査を行うか、第三者による調査とするのかを決定することが必要となる。

少なくとも、本件学校がいじめ調査では、12月3日に発覚したメッセージに関するいじめの事実については早期に取り組まれたが、その後、いじめが重大事態化した自覚がなく、重大事態調査を行うに必要な対応を怠っていた。つまり、当委員会の調査が始められ

るまでは、本件学校及び市教育委員会は、当該児童の親権者及びその代理人弁護士及びB児童の親権者からの要望等への対応に終始していた。

市教委職員が、本件学校に対して必要な支援をしたり、必要な措置を講ずることを指示したりするなど、本件事実について市教育委員会自らも必要な調査に協力することが必要であった。

このことについて、本件重大事態調査に取り組む時期が大きく遅れた要因には、市教育委員会の積極的な働きかけが不足していた点を指摘せざるを得ない。

今後、市内で同時期に複数の重大事態または疑いのある事案が起きる可能性を否定することはできない。そのことから、市教育委員会には、重大事態調査が発生した場合に、適切ないじめ対応ができるように、新たな方策並びに体制を構築することが強く求められる。

### ③ 市教育委員会と調査委員会との関係

学校が主体となりいじめ重大事態調査を行う場合、対応能力に限界があることは否めない。重大事態調査では、学校や市教育委員会なども調査対象となり得ることから、調査委員会の委員や事務を担う担当者の構成には十分に留意して、調査対象となる可能性がある委員は含めずに調査組織を設置することが必要である。

## 5. 今後の再発防止のための提言

### (1) こどもの人権に配慮した生徒指導について

本件事実は、生徒指導提要において「生徒指導実践上の視点」としてあげられている「安全・安心な風土の醸成」に欠けていた。学校では、人権教育を通じて「人権侵害をしない人」に育つ働きかけや、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための実効的な取組が十分とは言えなかった。また、組織的対応、専門家との協働によるアセスメントに基づいた、いじめの解消に向けた効果的な対応、保護者との連携等、結果的には適切に取り組むことができなかった。

学校は、学校教育法施行規則上にSC・SSWが位置付けられたことを踏まえ、SC等の効果的ないじめ対応における活用を推進していくことが必要である。教育相談コーディネーターの育成も求められる。

### (2) いじめを重大事態化させないための適切な初期対応

いじめが重大事態化する主な要因は、管理職・教職員等の法に関する理解不足にあることが多くの報告書で指摘されている。法のいじめの定義を限定解釈せず、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気付いた段階で情報共有を怠らないという態度を維持することが求められる。

### (3) 組織的・継続的な対応

情報共有を図る具体的な方法、伝達経路を適宜確認できるようにしておくことが必要である。そのことがあってこそ「いじめ対策組織を起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこと」が可能となる。

### (4) 情報の「可視化」と「記録化」による情報共有

いじめ対応の評価と検証のために、いじめ問題に係る会議の記録を作成し、保存することは必須の作業である。また、教職員は、いじめ対応に当たって、まず対応経過の記録を正

確に残すことが必須となる。本件事実では、教員が聴取時にとったメモは、少なくとも関係児童らが卒業するまで保管しておくこと、記録は主観的な記載と客観的な記載を分けることが望ましい。また、情報共有は個々ではなく、一堂に会して行う時間が必要である。

#### (5) いじめ重大事態調査終了後の市教育委員会・学校の対応と研修の充実

市教育委員会には、重大事態調査を終えた後、法等に示された事後手続きに基づいて、関係者への説明や保護者会の開催など、学校を指導する責務と援助していく役割がある。また、本件学校をはじめ、市内全ての学校に向けて、教職員のいじめ対応力の向上に役立つ研修機会の提供や各校のいじめ防止基本方針の内容及び実施状況等について確認し、必要な指導助言を行っていくことが問われている。また、今後実効性のあるいじめ対応を行っていくために、研修の質・量等の充実に図っていくことが求められる。

#### (6) 実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢

チーム学校は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校」と定義されている。

チーム学校には、「一人で抱え込まない」「どんなことでも問題を全体に投げかける」「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」「同僚間での継続的な振り返り(リフレクション)を大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、学校は実効的にチーム学校が機能することになる。

#### (7) 関係機関やスクールロイヤーとの連携

いじめ対応では、学校外の関係機関等との連携も重要である。いじめ被害の申告や重大事態の疑いが生じた際には、法律の専門家である弁護士がチーム学校に参加することで、いじめ対応において実効的な問題解決に貢献することが期待される。問題が重大化してから外部弁護士に相談するというのではなく、初動段階から適切な助言を得られるスクールロイヤーの制度を設け、日々の相談に当たれる体制を整備することが望ましい。

#### (8) いじめ対応における危機管理体制

いじめが重大事態化した場合に、学内の危機管理体制が有効に機能していることは、いじめ対応の必須条件となる。いじめ重大事態が発生し、その影響が児童に及んでいる時に、その被害を最小限にとどめるための対応が校内の危機管理体制にあたる。

市教育委員会は、教職員も含めた相談窓口の開設や、いじめ対応が適切に行われるように専門家の活用が図れるなど、学校組織の機能を検証し、改善していくことが急務である。